

空き家を有効活用しませんか

空き家バンクモデル助成事業補助金

役場では、空き家の有効活用による地域の活性化と定住促進を図るため、空き家の水回り等の改修に要する費用の一部に対し補助金を交付します。

※ただし、「鶴居村空き家バンク制度」に賃貸を目的として登録した空き家所有者及び利用登録した利用希望者の契約成立が条件となります。

★補助対象事業

- (1)水回り(台所、浴室、便所、洗面所等)の生活を営むために必要な最低限の改修及びこれらに附属する住宅設備品の設置に要する経費
- (2)内装、屋根、外壁等の生活を営むための最低限の改修に要する経費
- (3)空き家所有者の家財・家具等の運搬及び廃棄に要する経費(個人で処理した場合は、補助対象とならない場合があります。)

★補助率

補助対象事業の10分の8以内(ただし、補助金の下限額が4万円(事業費で5万円)、上限額が48万円(事業費で60万円)となります。)

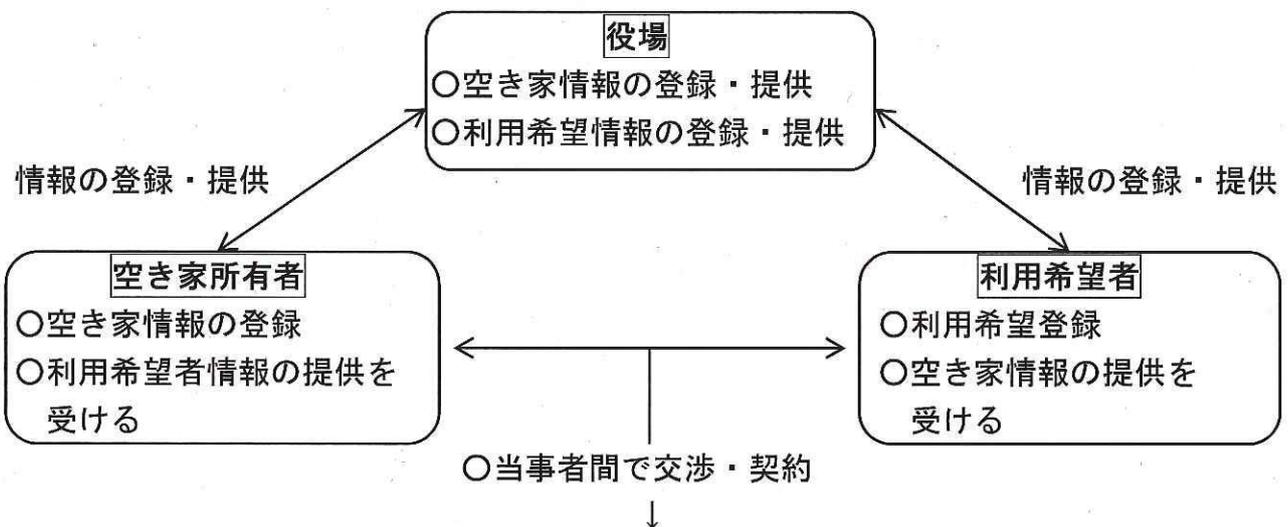
(例)家財家具等の処理及び水回りの改修で70万円の経費が掛かった場合

総額70万円のうち60万円までが補助対象となるため、

$60万円 \times 8 / 10 = 48万円$ が補助金として交付され、

総額70万円 - 補助金48万円 = 22万円が自己負担となります。

「空き家バンク制度」登録から補助金の利用までの流れ



空き家バンク助成事業補助金の利用

[お問い合わせ先] 役場企画財政課企画調整係 ☎64-2112